

下水道使用料を改定します

下水道使用料については、汚水管きよの整備(令和6年度末下水道処理人口普及率71.9%)、下水道への接続に伴う使用料の増収、経費削減等支出の抑制等により、平成25年度の改定以降約12年にわたり、現在の使用料体系を維持してきました。

しかしながら、このたび、昨今の物価高騰をはじめとした社会・経済情勢の変化を踏まえ、令和8年度から11年度にかけての事業運営に必要な経費を試算したところ、これをまかなうのに必要な使用料が現行のままでは不足し、目標としていた**単年度収支の黒字化が困難**な状況になりました。

また、能登半島地震や埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、災害対策として管きよ、処理場の耐震化を推進する経費や、老朽化に伴い既存施設を更新する経費が今後増大する見込みであることから、こうした需要に対応するための財源が必要となります。

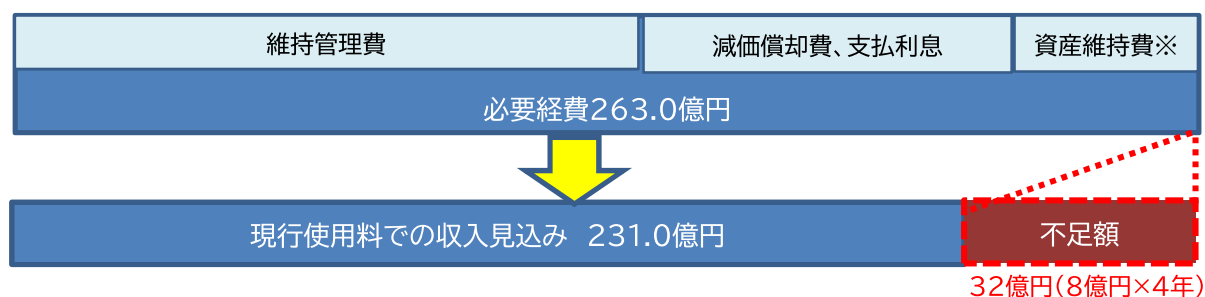
このような状況に対応していくためには下水道使用料の改定が必要となることから、幅広く外部の意見を求めるため、大分市上下水道事業経営評価委員会を3回にわたり開催し、議論を重ねた結果、使用料の改定については「妥当である。」との意見をいただきました。

以上のことから、令和7年第4回大分市議会定例会に大分市公共下水道条例改正議案を提出します。

1. 改定日 令和8年4月1日

2. 平均改定率 15.60%(影響額 約8億円(税抜)/年)

◆総括原価方式に基づく試算…算定期間(R8～R11)

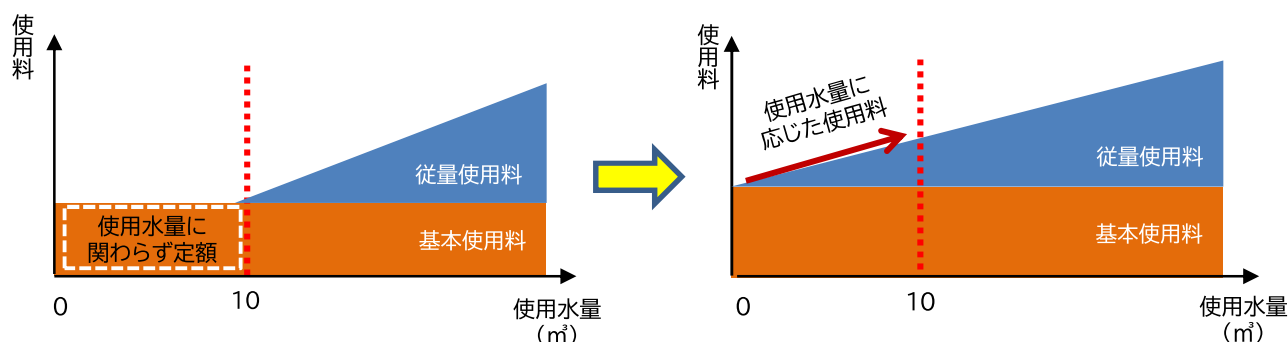


※将来の施設更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、耐震化等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平性を確保する観点から、サービスを維持するために必要な費用として算定されるもの
…(出典)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」

3. 改定内容

- (1)基本使用料の引き上げ
- (2)基本水量制(※)の廃止
- (3)従量使用料に係る水量区分の見直し及び従量単価の引き上げ
- (4)種別に「臨時用」を新設

※基本水量制廃止イメージ



4. 使用料体系

種別	区分		現行	改定後
一般 污水	基本使用料		1,008円	1,060円
	従量使用料(1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	基本使用料に含む	20円
		6m ³ ~10m ³		45円
		11m ³ ~30m ³	153円	155円
		31m ³ ~50m ³	177円	230円
		51m ³ ~100m ³	199円	
		101m ³ ~500m ³	221円	260円
		501m ³ ~1000m ³	246円	285円
		1001m ³ ~	270円	
公衆浴場(※1)	従量使用料(1m ³ につき)		18円	20円
臨時用(※2)	従量使用料(1m ³ につき)		(新設)⇒	230円

(※1)公衆浴場の入浴料金は物価統制令により低く抑えられている(大分県の上限額は430円)ため、下水道使用料についても低く設定している。

(※2)仮店舗、仮設事務所、イベント会場等において一時的に発生した污水の排出に係る使用料として新たに設定する。

5.改定後の影響

※金額は1か月あたり税抜、イラストはイメージ

水量		現行	改定後	差額	改定率
5m ³		1,008円	1,160円	152円	15.08%
10m ³		1,008円	1,385円	377円	37.40%
20m ³		2,538円	2,935円	397円	15.64%
30m ³		4,068円	4,485円	417円	10.25%
50m ³		7,608円	9,085円	1,477円	19.41%
100m ³		17,558円	20,585円	3,027円	17.24%
500m ³		105,958円	124,585円	18,627円	17.58%
1,000m ³		228,958円	267,085円	38,127円	16.65%
平均改定率(全体)					15.60%